

都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年2月21日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務

(2) 業務内容

別添「都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務 基本仕様書」のとお

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、受注者が業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施していないなどとして、発注者が一定の期間を定めて是正を勧告し、当該期間中に是正しなかった場合には、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を締結しないものとする。（この場合、受注者の損害に対しては、発注者は一切賠償しない。）

(4) 事業費

本業務に係る1年度当たりの費用（自主事業に係るものを除く。）は、3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案する額とし、当該提案額の5ヶ年分をもって、本業務に係る費用（自主事業に係るものを除く。）の総額とする。

ただし、当該提案額が1年度当たり2,533,334円（消費税及び地方消費税を含む。）を下回る場合には、提案書提出期限後速やかに提案額の積算内訳について、別途ヒアリングを実施するので、提案者はこれに応じること。

(5) 契約担当課

広島市都市整備局都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当（本庁舎12階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2766 Fax 082-504-2309

電子メール toshi-k@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

法人又は任意団体で、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和4年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

- (1) 配布期間
公示日から令和4年3月11日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書の提出

- (1) 提出期間
公示日から令和4年3月7日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記1(5)の契約担当課
- (3) 提出方法
応募資格確認申請書（様式1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。
- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書等必要書類の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公示日から令和4年3月7日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記 1 (5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式 5）に記入の上、電子メール又は Fax で提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記 1 (5)の契約担当課において、令和 4 年 3 月 1 1 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和 4 年 3 月 1 1 日（金）午後 5 時 1 5 分まで

(2) 提出場所

前記 1 (5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準・方法

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にて当該提案者に係る審査結果を通知する。（令和 4 年 3 月下旬頃を予定）

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。

(4) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和 4 年 4 月 1 日とする。なお、本件に係る予算が成立しなかった場合においても、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。